

第3章 新エネルギーの普及

1 新エネルギー普及の意義

現在の私たちのくらしや社会は、エネルギーに支えられています。日常生活に欠かすことのできない電気やガスはもちろん、現代社会の基礎となっている交通や通信などもすべてエネルギーを利用しています。また、様々な製品の生産過程など、私たちの目に見えないところでも多くのエネルギーが消費されており、エネルギーは、私たちの生活や経済活動になくてはならないものです。

しかしながら、我が国はエネルギー資源に乏しく、そのほとんどを海外からの輸入に頼っており、日本国内で産出される「国産エネルギー」は、水力、地熱、風力や若干の天然ガス等のみで、我が国が必要とするエネルギーの約4%にすぎないことから、エネルギーの安定供給の確保が重要な課題です。

また、我が国のエネルギー供給の約9割を占める石油、天然ガス、石炭などの「化石エネルギー」は、燃焼時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO2）が排出されることから、地球環境問題に対応したエネルギーの利用が新たな課題となっています。

特に、我が国の**温室効果ガス***の排出量の約9割をエネルギー起源の二酸化炭素が占めていることから、二酸化炭素を排出しない又は排出が少ない、クリーンで再生可能な「**新エネルギー***」の普及に大きな期待が寄せられています。

新エネルギーは、石油依存度を低下させる石油代替エネルギーであることはもとより、環境に与える負荷が小さく、資源制限が少ないエネルギーとして、地球環境問題への対応や持続可能な社会を構築する上で大きな意義を有しています。

2 新エネルギー普及の取組

府では、これまで、「京都新エネルギービジョン」（8年度策定）や「地球温暖化対策プラン」（第1章参照）に基づき、府施設（浄水場、下水処理場、学校等）への新エネルギーの率先導入をはじめ、地方公共団体としては全国最大規模の「太鼓山風力発電所」や、新エネルギーの安定供給に向けた実証研究「京都エコエネルギープロジェクト」（第2章参照）、さらに、地域住民が資金を出し合い、地域の力で保育所等の身近な施設に太陽光など新エネルギーの導入を支援する「府民参加型自然エネルギー普及促進事業」など、地域の資源や特性を活かした新エネルギーの導入・普及を進めています。

図1-6 舞鶴養護学校（17年度開校）に設置された10kWの太陽光発電施設



3 新たな新エネルギー普及の取組

温室効果ガスの削減を約束した**京都議定書***が17年2月16日に発効し、今後、地球温暖化対策の更なる推進が求められている中、府では、府域における新エネルギーの更なる普及を進めるとともに、京都議定書誕生の地・京都を全国に発信していくため、新たなシンボルプロジェクトを進めていくこととしています。

※「風のプロジェクト」推進事業

風況が良好な丹後地域の自然条件を活かし、①季節風や海風、浜風が強い丹後地域沿岸部の民家集落や観光施設などに小型風力発電施設の導入を促進し、地域住民や観光客の環境保全意識の向上等をめざす「うみかぜ風力エネルギー普及モデル支援事業」、②府民など幅広く出資を呼び掛け、それを財源に大型風力発電施設を設置・運営し、売電による収益をエコマネー（地域通貨）などで出資者に還元する「きょうと・みんなの風車プロジェクト事業」など、新エネルギーの普及を通じた地球環境保全の取組を観光振興や地域活性化に結びつける新たな手法を検討するものです（17年度～）。



(写真はイメージ)



(写真はイメージ)